

空家等対策の基本理念と基本方針について

1. A めざす姿（基本理念）について

めざす姿とは、空家等対策計画の推進により実現をめざす本市の姿を表したものです。昨今の空家等が問題となる環境の中で本市のめざす姿を示し、空家等に関わるすべての人々と共に空家等対策を進めていくものと考えております。また、めざす姿（基本理念）は空家等に関わるすべての人々（市民）に親しみやすく、わかりやすいものが適切であると考えます。

2. B めざすべき状態（基本方針）について

めざすべき状態（基本方針）とは、めざす姿（基本理念）を実現するための方針と位置付けております。

現在の空家等対策計画では、平成 30 年度より 6 つのめざすべき状態を実現するため、6 つの施策のもと、空家等対策協議会の皆様にご議論いただきながら、空家等対策に取り組んできました。

それらの協定締結団体との取組みを含む 6 つの取組みや、社会情勢、実態調査の結果に伴う課題等は種々存在し、非常に多岐に渡る課題があると考えておりますが、以下の①～③に集約されるものと考えられます。

- ①空家等にさせない、管理不良な状態にならない適切な「予防・管理」。
- ②空家等の「利活用」を促進することによる空家等の解消及び地域活性化。
- ③管理不良状態になった空家等における、支援、法的措置等による「解消」。

以上のことから、めざすべき状態（基本方針）は、「予防・管理」、「利活用」、「解消」の 3 点とし、それぞれに対するめざすべき状態を定めるものとします。

また、概念図については①～③における具体的な取組みについて、協定締結団体等と連携して行う、実施体制を示しております。

3. C 具体的な取組み（施策）について

具体的な取組み（施策）とは、めざすべき状態（基本方針）を効果・効率的に実現するための「具体的な取組み」として位置付けております。